

市第137号議案

首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更
することについての同意

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業について道路整備特別措置法第3条第1項の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた事項の一部を変更するため国土交通大臣に許可申請するに際し、同条第7項において準用する同条第3項の規定により同意を求められたので、これに同意する。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中 田 宏

第1 変更対象となる高速道路の路線名

- 1 神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）
- 2 神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）
- 3 横浜市道高速1号線
- 4 横浜市道高速2号線
- 5 横浜市道高速湾岸線
- 6 横浜市道高速横浜環状北線

第2 変更内容

料金の額及びその徴収期間

料金の額及びその徴収期間を次のように改める。

- 1 料金の額
 - (1) 均一料金の額
 - ア 通常料金の額

第1 変更対象となる高速道路の路線名に掲げる各路線（以下「神奈川線」と総称する。）の通常料金の額は、普通車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車又は普通自動車で乗車定員が29人以下のもののうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のものをいう。以下同じ。）及び大型車（車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（同条に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。）、それぞれ1回の通行につき、次のとおりとする。

普通車 1台につき 600円（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下(1)における料金の額において同じ。）

大型車 1台につき 1,200円

イ 特定料金(1)の額

次表左欄に掲げる路線を通行する自動車が、同表右欄に掲げる区間のみを通行する場合については、前記アの規定にかかわらず、それぞれ1回の通行につき、普通車300円、大型車600円とする。

路線名		特定料金の徴収区間
神	神奈川県道 高速横浜羽	西区みなとみらい三丁目から神奈川区三ツ沢西町まで（みなとみらい出入口から神奈川区三ツ沢西町まで（みなとみらい出入口から横浜駅東口出入口まで、みなとみらい出入口から横浜駅西口出入口まで及びみなとみらい出入口から三ツ沢出入口までを含む。）。ただし、ETC車（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。

奈 川 線	田空港、横 浜市道高速 1号線	以下「建設省令」という。)第1条に規定する有料道路自動料金収受システム(以下「ETCシステム」という。)を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。)に限る。)
	神奈川県道 高速横浜羽 田空港、横 浜市道高速 1号線	神奈川県神奈川二丁目から同区三ツ沢西町まで(東神奈川出入口から神奈川県三ツ沢西町まで(東神奈川出入口から横浜駅西口出入口まで及び東神奈川出入口から三ツ沢出入口までを含む。))。ただし、ETC車に限る。)
	神奈川県道 高速湾岸	金沢区並木三丁目から磯子区杉田五丁目まで(金沢区並木三丁目から杉田出入口まで(幸浦出入口から杉田出入口までを含む。))。ただし、金沢区並木三丁目から杉田出口方向へ通行する場合は、ETC車に限る。)

ウ 特定料金(2)の額

次表左欄に掲げる路線を通行するETC車が、同表右欄に掲げる区間のみを通行する場合には、前記アの規定にかかわらず、それぞれ1回の通行につき、普通車500円、大型車1,000円とする。

路線名		特定料金の徴収区間
神 奈 川 線	横浜市道高 速2号線	南区高根町又は中区弥生町から保土ヶ谷区狩場町まで(阪東橋出入口から保土ヶ谷区狩場町まで(阪東橋出入口から花之木出入口まで及び阪東橋出入口から永田出入口までを含む。))

(2) 対距離料金の額

ア 対距離料金の額

(ア) 1キロメートル当たりの料金

1キロメートル当たりの普通車の料金の額は、29.52円とする。

(イ) 利用1回に対して課する基本料金

利用1回に対して課する普通車の基本料金の額は、200円とする。

(ウ) 大型車の料金

前記(ア)及び(イ)に定める額に2を乗じて得た額とする。

イ 適用方法

(ア) キロ程

入口、出口並びに東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の間のキロ程は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線の距離を算入しない、出入口等相互間の最短経路により算出する。

(イ) 1回の通行に係る料金の計算額

1回の通行に係る料金の計算額は、車種ごとに出入口等間のキロ程に応じて、次の算式により算出する。

料金の計算額 = $L R + F$ （単位：円）

(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。

L：出入口等間のキロ程（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する基本料金の額（単位：円）

(ウ) 消費税等の取扱い及び料金の単位

前記(イ)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等間のキロ程に応じた額に消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行う。

ウ 対距離料金の額の適用に当たっては、社会経済情勢、ETC車の普及状況、社会実験の結果等を勘案し、長距離利用者の負担軽減措置の導入など、料金の設定等について改めて検討し、見直しを行う。

(3) 割引をする自動車及び割引率等

ア 障害者割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」と総称する。）に、次のa

又はbの要件を満たすものとして、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

a 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち通勤、通学、通院等の日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

b 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第3に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち通勤、通学、通院等の日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者）が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録が

なされた E T C クレジットカード（会社との契約に基づき E T C カード（建設省令第 2 条第 2 項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6 会社」という。）が定めた E T C システム利用規程（平成 20 年 12 月 1 日）第 3 条第 1 号に規定する E T C カードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けた E T C カードをいう。以下同じ。）又は E T C パーソナルカード（6 会社が契約に基づき共同で発行する E T C カードをいう。以下同じ。）と車載器（同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(イ) 割引率

50パーセント以下とする。

イ 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C 車のうち大型車とする。

(イ) 割引率

20パーセントとする。ただし、割引後の料金の額に 50 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもって、50円以上 100 円未満の端数があるときはこれを 50円に切り下げた金額をもって徴収する料金の額とする。

(ウ) 適用区間

神奈川県道高速湾岸のうち鶴見区大黒ふ頭から川崎市川崎区浮島町まで（大黒ジャンクションから川崎浮島ジャンクションまで。ただし、同区扇島から同区浮島町まで（横浜市界から川崎浮島ジャンクションまで）の区間は、他の道路管理者が管理する区間）の区間の一部を含む区間とする。ただし、神奈川線において通常料金を徴収する区間を通行する場合に限る。

ウ ETC前納割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETCクレジットカード（車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされているものに限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車とする。

(イ) 割引率

平成18年3月31日付けで国土交通大臣から許可を受けた「都道首都高速1号線等に関する事業」別紙—21の料金の額及びその徴収期間による料金の額（以下「現行料金の額」という。）に定めた利用可能額、前払金及び割引率を適用する。

エ ETC曜日別時間帯別割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車とする。

(イ) 割引率

- a 次表を適用する。ただし、本割引の割引額について10円未満の端数があるときは、これを10円単位に四捨五入した額とする。

区 分	時 間 帯	割 引 率
月曜日から土曜日ま で（祝日を除く。）	午前零時から午前6時前まで	20%
	午後10時から午前零時前まで	
日曜日及び祝日	終日	20%

（注） 祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び会社が別に定める日とする。以下同じ。

- b 日曜日及び祝日における割引率は、前記 a の規定にかかわらず、会社が別に定める日から平成23年3月31日までの間、普通車にあっては30パーセントとし、本割引の割引額について25円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額と、25円以上75円未満の端数があるときはこれを50円と、75円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とする。

- c 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）への貸付料の支払に支障のない範囲で、前記 a に定める表について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通省に届出をする。

オ ETC一般向け頻度割引については、次のとおりとする。

- （ア） 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうちE T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車とする。

(イ) 割引率

a 前記(ア)の自動車が使用するE T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード1枚ごとの利用金額に対し、利用実績算出期間内における月間利用実績に応じて、現行料金の額に定めた月間利用実績区分及び割引率を適用する。

b 前記aに定める利用実績算出期間は、利用した月の前々月における1箇月間をいう。

c 機構への貸付料の支払に支障のない範囲で、前記aに定める内容について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通省に届出をする。

カ E T C大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T Cコーポレートカード（E T C車のうち会社との契約に基づきE T Cシステム取扱道路管理者（6会社及び公社等（建設省令第2条第1項の規定による公告又は公示をした地方道路公社又は都道府県若しくは市町村である道路管理者をいう。）をいう。）から貸与を受けたE T Cカードをいう。以下同じ。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車とする。

(イ) 割引率

a ETC車両単位割引

前記(ア)の自動車が使用するETCコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、現行料金の額に定めた月間利用金額帯及び割引率を適用する。

b ETC契約単位割引

前記(ア)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が1,000,000円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5,000円を超える場合にあっては、当該利用者の前記aに定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し、5パーセントの割引率を適用する。

c 機構への貸付料の支払に支障のない範囲で、前記aに定める内容について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通省に届出をする。

キ ETC会社間連続利用割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち次表中欄の接続地点を經由し、東日本高速道路株式会社が管理する同表左欄の路線及び会社が管理する同表右欄の路線の組合せで通行する自動車とする。ただし、会社が管理する路線については、同欄の路線の括弧内の出入口を利用した場合に限る。

路 線	接 続 地 点	路 線
一般国道16号（横浜横須賀道路）	金沢区並木三丁目	神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜公園） 神奈川県道高速湾岸（杉田又は三溪園） 横浜市道高速2号線（石川町）

なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、上記表について軽微な変更が生じた場合は、事前に国土交通省に届出をする。

(イ) 割引額

普通車 100 円、大型車 200 円とする。

ク ETC路線バス割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETCコーポレートカード（車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされているものに限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。）とする。

(イ) 割引率

39パーセント以下とする。

ケ 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払に支障のない範囲におい

て、次のとおり割引を実施することができる。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車とする。

(イ) 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

(ウ) 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

(エ) 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

(オ) 事前の届出

個々の企画割引ごとに前記(ア)から(エ)までの詳細について、事前に国土交通省に届出をする。

コ 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、国の施策として行われる有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(イ) 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

(ウ) 実施する期間

実施する期間を限定する。

(エ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(オ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに前記(ア)から(エ)までの詳細について、事前に国土交通省に届出をする。

サ 割引相互間の適用関係

(ア) 障害者割引を適用する自動車に重複して適用する割引は、E T C前納割引又はE T C一般向け頻度割引に限り、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

(イ) E T C路線バス割引を適用する自動車は、他の割引と重複して適用しない。

(ウ) 環境ロードプライシング割引、E T C前納割引、E T C曜日別時間帯別割引、E T C一般向け頻度割引、E T C大口・多頻度割引及びE T C会社間連続利用割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。

a 重複適用の有無

	環 境					
前 納	○	前 納				
曜日別	○	○	曜日別			
一 般	○	×	○	一 般		
大 口	○	×	○	×	大 口	
会社間	×	○	○	○	○	会社間

○…適用あり
×…適用なし

(注) 「環境」は環境ロードプライシング割引を、「前納」はE T C前納割引を、「曜日別」はE

ETC曜日別時間帯別割引を、「一般」はETC一般向け頻度割引を、「大口」はETC大口・多頻度割引を、「会社間」はETC会社間連続利用割引をそれぞれ指す。

b 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	環境ロードプライシング割引又はETC会社間連続利用割引
2	ETC曜日別時間帯別割引
3	ETC前納割引、ETC一般向け頻度割引又はETC大口・多頻度割引

2 料金の徴収期間

事業許可の日から平成62年9月までとする。ただし、事業許可の日において未供用の路線又は区間については、供用開始の日から平成62年9月までとする。

3 その他

(1) けん引自動車

けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合には、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合には、2台目以後の被けん引自動車について、1台につき更に普通車の料金1台分を徴収する。

(2) 実施期日

ア 首都高速道路の料金については、平成23年度以降における会社が別に定める日からは対距離料金の額を適用し、それまでは均一料金の額を適用する。

イ 対距離料金の額の適用に当たっては、社会経済情勢、ETC車の普及状況、社会実験の結果等を勘案し、長距離利用者の負担軽減措置の導入など、料金の設定等について改めて検討し、見直しを行う。

提 案 理 由

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業の許可事項を変更することについて同意を求められたので、道路整備特別措置法第3条第7項において準用する同条第4項の規定により提案する。